

社会福祉法人相楽福祉会 役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人相楽福祉会（以下「法人」という）の役員に対する報酬ならびに費用弁済等に関する事項を定めたものである。

(報酬)

第2条 役員が、法人の業務に携わった時は、報酬を支払う。

(役員業務の命令権者)

第3条 報酬の対象となる役員の業務に関する命令は、理事長が行う。

(報酬の除外)

第4条 常勤の役員等は法人の規程に基づいて給与を支払い、報酬の対象者から除外する。

(報酬の種別と金額)

第5条 報酬の対象となる業務を以下のように定める。

- 1) 行政による指導監査への立会い
- 2) 理事会・評議員会などの会議等への出席
- 3) 法人事業に関する研修などへの出席
- 4) 法人業務に関する出張
- 5) その他、法人の運営に関する業務

(報酬の額)

第6条 役員の報酬を以下のように定める。

- 1) 理事長、副理事長ならびに監事の報酬は、1日の業務につき20,000円とする。また、1日に満たない場合は、2時間までごとに5,000円で換算した金額の合計額とする。
- 2) 顧問、理事、評議員の報酬は、1日の業務につき10,000円とする。また、1日に満たない場合は、2時間までごとに2,500円で換算した金額の合計額とする。
- 3) 前1)、2)の定めに関わらず、理事会、評議員会に関する会議の出席については、2,500円とする。

(費用弁済)

第7条 役員が法人の業務を行った場合に発生した費用は、実費を弁済する。

(費用弁済の種別)

- 1) 出張、移動に関する旅費、交通費。
- 2) 出張にともなって発生した食費
- 3) 業務に関する宿泊費
- 4) 業務に関する通信費、印刷費など
- 5) その他、法人業務に要した経費

(費用弁済の額)

第8条 費用弁済の額は、業務に関して発生した費用の実額とする。

- 1、食費は1食につき1,500円を、宿泊費は1泊につき12,000円を、それぞれ限度とする。
- 2、自家用車等による移動は、実走行距離に対して1キロメートルごとに10円として計算した合計額とする。

(附則)

1、この規程は、平成 25 年 5 月 20 日から施行する。